

## 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

### 1. 対象となる工事

- (1) 結城市発注の請負代金額130万円以上の工事（11月4日時点で継続中の工事または今後新規発注する工事のすべて）
- (2) 実際の購入時・搬入時において、実勢価格を用いて計算した各材料費が、請負金額の1%以上変動する工事
  - 1 鋼材類・燃料油・その他の資材について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象となる。  
例 鋼材類の増額分1.1%  
燃料油・その他の資材の増額分0.8% 鋼材のみが対象となる。
  - 2 ただし、本条項適用以前に「既済部分検査 + 支払」が完了している部分(部分払)については除く。
  - 3 なお、適用日以降、受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とする旨の記載があるときはこの限りでない。
  - 4 工事請負契約書38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該引渡し部分に係る工事部分について、単品スライド条項は適用されない。

### 2. 対象となる「主要な工事材料」

- (1) 鋼材類・・・H形鋼, 異形棒鋼, 厚板, 鋼矢板, 鋼管杭, 鉄鋼二次製品, ガードレール, スクラップ等(ただし, 非鉄金属は含まない)
- (2) 燃料油・・・軽油, ガソリン, 混合油, 重油, 灯油
- (3) ただし, 原油価格の高騰等の特別な要因により, 鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格に著しい上昇が認められる場合には, 運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて, 当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。
  - 1 適用開始日以前に購入・搬入した資材について, 部分払い等の対象になっていなければ, 対象とする。

### 3. 単品スライド条項の適用手続き

- (1) 申請時期, 契約変更の時期  
工期末の2 月前までに受注者から請求  
工期末に契約変更

当該工事の最終変更契約後にスライド額の契約変更をする。

(2) 証明書類の提出(必須)

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・搬入時期を証明する書類を提出する必要がある。

燃料油について証明書類が揃わない場合、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

4. スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類 . . . 現場に搬入した月の実勢価格

複数回に分けて購入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

(2) 燃料油 . . . 購入した月の実勢価格

1 複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

2 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

(3) その他の資材 . . . 購入及び現場に搬入した実勢価格

1 複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

2 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

5. スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 1式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

上記数量は、最終的な変更契約後の数量となる。

(3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

6. スライド額(S)の計算

鋼材類 {搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量

燃料油 {購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量

+ ) その他の資材 {搬入月又は購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量

- ) 対象工事費の1%相当額

---

スライド額(S)

1 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計のほうが実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

2 対象工事費とは、最終的な変更契約後の請負代金額である。

## 7. その他

- (1) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更をおこなうものではない。
- (2) 今回の単品スライド条項の適用については、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。
- (3) 運用基準の詳細については、国土交通省「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」を準用する。
- (4) 単品スライド条項の適用手続きについては、別添様式によるものとする。

## 8. 問合せ先

契約検査課 0296-32-1111(内線 270・271)